

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 9 号

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部を改正する条例

相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例(平成 2 9 年相模原市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「ための」の次に「最新の情報提供、」を加え、「活動」の次に「並びに、市民等の意識調査」を加える。

第 1 0 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

第 1 0 条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。